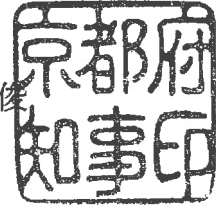


元地第67号  
令和元年6月7日

京都府環境審議会会長 様

京都府知事 西 脇 隆 俊



脱炭素社会の実現に向けた京都府地球温暖化対策条例の見直し  
及び京都府地球温暖化対策推進計画の改定について（諮問）

京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）の見直し等に当たり、  
同条例第58条第2項の規定により、貴審議会に下記のとおり諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

- (1) 京都府地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方
- (2) 京都府地球温暖化対策推進計画の改定に係る基本的な考え方

## 2 諮問理由

京都府地球温暖化対策条例による当面の目標数値を定めた 2020 年度が到来するとともに、京都府地球温暖化対策推進計画の計画期間が満了することから、目標年度、目標数値等に関する京都府地球温暖化対策条例の見直し及び京都府地球温暖化対策推進計画の改定に係る基本的な考え方について御審議いただくため。

## 3 経過・背景

本府においては、「京都議定書誕生の地」にふさわしい先導的な役割を果たすため、府内の温室効果ガス排出量削減に向けた総合的な対策を盛り込んだ京都府地球温暖化対策条例を平成 18（2006）年 4 月に施行するとともに、産業、運輸、民生・家庭、民生・業務の主要 4 部門別の削減目標及び対策を定めた「京都府地球温暖化対策推進計画」を同年 10 月に策定し、地球温暖化対策の総合的な推進を図ってまいりました。

平成 23（2011）年には同条例を改正し、新たな温室効果ガスの削減目標として、2020 年度までの当面の目標数値及び 2030 年度までの中期的な目標数値を設定するとともに、事業活動や建築物等に係る対策等を追加しました。さらに、同計画を改定し、当面の目標数値を定めた 2020 年度までを計画期間として、本府独自の京都版 CO<sub>2</sub> 排出量取引制度をはじめ、先駆的な事業にも積極的に取り組んでまいりました。

こうした中、平成 28（2016）年にはパリ協定が発効され、現在、国において「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（案）」の検討が進められており、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指していくことが強く求められています。

また、地球温暖化の進行は異常気象をもたらしていると言われ、近年、猛暑日の日数やゲリラ豪雨と呼ばれる大雨の発生回数が増加傾向にあるなど、気候変動の影響とみられる自然災害が全国各地で多く発生しています。このため、気候変動の影響に対する適応策を一層強固に進めていくことも求められています。

このたび、同条例による当面の目標数値を定めた 2020 年度が到来し、同計画の計画期間が満了するにあたり、本府におきましては、こうした国際社会や国の動向を踏まえつつ、自然や文化を大切に、気候変動の影響にも適応した脱炭素社会の実現に向け、中長期的な視点に立って将来展望を描くとともに、京都議定書誕生の地として、地球温暖化対策に総合的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。